

指定番号（28機）第28号

希少疾病用医療機器指定書

平成28年5月19日付けで申請のあった次の医療機器を、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第77条の2第1項の規定に基づき、希少疾病用医療機器として指定する。

医療機器の名称	チタンブリッジ
予定される使用目的、 効能又は効果	内転型痙攣性発声障害における症状の改善
氏名又は名称	ノーベルファーマ株式会社

平成28年9月2日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

